

## 第3章 主要施策の概要

### 第1節 児童福祉



### 第3章 主要施策の概要

#### 第1節 児童福祉

##### 1. 児童の福祉【児童家庭課】

令和4年4月1日現在で 153,529 人となっており、このうち児童人口（0～17 歳）は 21,525 人で全人口の 14.0%を占めている。

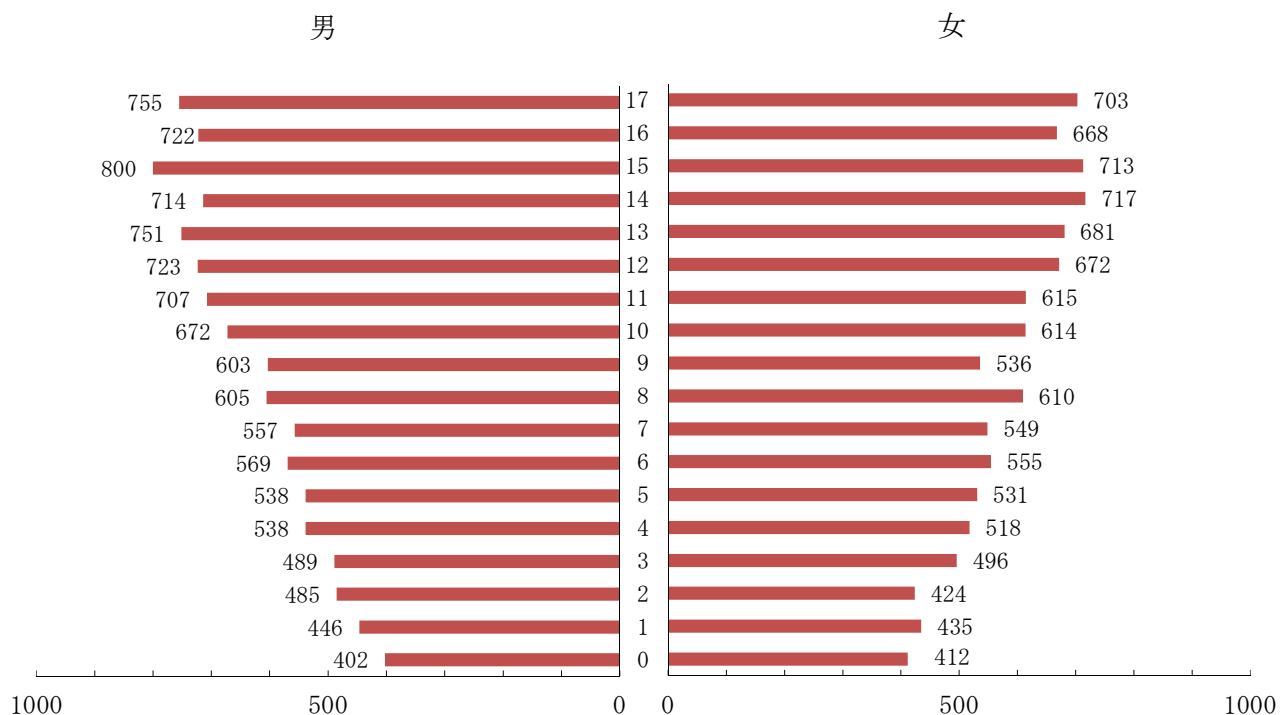
これらの児童を児童福祉法の区分によってみると、乳児（1歳未満）814人、幼児（1～5歳）4,900人、少年（6～17歳）15,811人となっている。

なお、28年度から5か年間の出生数は下表のとおりである。

(単位：人)

年 度	男	女	計
平成 29 年度	453	423	876
平成 30 年度	444	409	853
令和元年度	441	393	834
令和 2 年度	418	393	811
令和 3 年度	402	412	814

児童の年齢別人口(R4. 4. 1 現在)



※人数及び割合については、市民課からの提供によるもの。

## 2. 保育の概要【保育課】

### (1) 要保育児童

令和4年4月1日現在、市内の就学前児童数(0～5歳)は5,714人で、このうち41.5%の2,370人が市内の保育所等に入所している。両親が共働きなどで保育ができず、かつ同居の親族等が保育できない児童。

#### 就学前児童数と入所児童数の推移

(各年度4.1現在)

年 度	就学前児童数 (人)	入所児童数 (人)	入 所 率 (%)
平成30年度	6,191	2,040	33.0
令和元年度	6,133	2,130	34.7
令和2年度	5,999	2,272	37.8
令和3年度	5,822	2,330	40.0
令和4年度	5,714	2,370	41.5

### (2) 保育所数及び定員数の推移

令和4年4月1日現在、市内の保育所は公立9か所、私立12か所、幼保連携型認定こども園2か所、保育所型認定こども園1か所、小規模保育事業者1か所、事業所内保育所1か所で児童の定員は2,520人となっている。また、保育所に入所した児童は2,370人で、これを年齢別にみると0歳児6.2%、1歳児15.5%、2歳児18.1%、3歳児19.8%、4歳児20.6%、5歳児19.8%となっている。

#### 保育所及び定員数の推移

(各年度4.1現在)

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成4年度
保 育 所 数	22	22	24	25	26
定 員 数	2,207人	2,217人	2,400人	2,447人	2,520人

#### 年齢別入所児童数

(R3.4.1現在)

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
児 童 数	148人	366人	428人	470人	488人	470人	2,370人
割 合	6.2%	15.5%	18.1%	19.8%	20.6%	19.8%	100.0%

#### 保育所一覧

(R4.4.1現在)

名 称	所 在 地	定員	区 分	開設年月日	電話番号
清 水 保育所	野田市清水 881 番地	130	指定管理	S27. 4. 25	7122-5050
花 輪 〃	〃 上花輪新町 14 番地	130	指定管理	S49. 4. 1	7122-1770
中 根 〃	〃 中根 30 番地の 1	200	公 立	S40. 4. 1	7122-5741
南 部 〃	〃 山崎 1214 番地	150	指定管理	S50. 4. 1	7124-2221
北 部 〃	〃 谷津 682 番地の 2	130	指定管理	S53. 4. 1	7125-4697
尾 崎 〃	〃 尾崎 1714 番地	135	指定管理	S51. 4. 1	7129-2009
福 田 〃	〃 木野崎 1648 番地の 6	120	公 立	S54. 4. 1	7138-0577
木 間 ヶ 瀬 〃	〃 木間ヶ瀬 3152 番地 1	100	指定管理	S57. 4. 1	7198-3825
乳 児 〃	〃 中野台 17 番地	60	公 立	S48. 4. 1	7124-2224
聖 華 保育園	〃 上三ヶ尾 454 番地の 1	70	私 立	H16. 4. 1	7138-2775

コピーブリスクールのだ	〃	〃 中野台 564 番地の 2	60	私 立	H18. 4. 1	7121-0115
コピーブリスクールせきやど	〃	〃 なみき二丁目 3 番地 3	70	私 立	H21. 4. 1	7136-2211
ア ス ク 七 光 台	〃	〃 谷津 367 番地	70	私 立	H21. 4. 1	7126-5221
ア ス ク 川 間	〃	〃 尾崎 853 番地の 1	70	私 立	H23. 4. 1	7127-1515
コピーブリスクールさくらのさと	〃	〃 桜の里一丁目 1 番地の 5	60	私 立	H24. 4. 1	7192-7671
す く す く	〃	〃 山崎 1952 番地	90	私 立	H24. 4. 1	7126-5712
ア ス ク 古 布 内	〃	〃 古布内 1527 番地 13	90	私 立	H26. 4. 1	7196-5161
コピーブリスクールあたご	〃	〃 宮崎 101 番地の 1	150	私 立	H26. 11. 1	7199-3297
や ま ざ き 杜 の	〃	〃 山崎 1134 番地の 1	54	私 立	H28. 4. 1	7126-5720
アートチャイルドケア野田東部みどり	〃	〃 鶴奉 228 番地	128	私 立	R2. 10. 1	7122-0725
しみず空と杜の	〃	〃 清水公園東二丁目 2 番地の 1	60	私 立	R4. 4. 1	7128-7486
聖華未来のこども園	※1	〃 山崎 1778 番地の 1	120	私 立	H29. 4. 1	7125-2325
のだのこども園	※2	〃 蕃昌 338 番地の 2	129	私 立	R1. 7. 1	7128-1213
やなぎさわ幼稚園・保育園	※1	〃 柳沢 83 番地	105	私 立	R2. 4. 1	7125-5630
柳沢くくる保育園		〃 柳沢 85 番地の 1	19	小 規 模	R3. 4. 1	7179-5686
ひばり保育園	※3	〃 横内 164 番地の 7	20	事 業 所	H27. 10. 1	7123-7635

※1 幼保連携型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。

※2 保育所型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。

※3 事業所内保育所であり、地域枠の定員を記載。

### (3) 保育所の運営

#### ①運営費と負担割合の推移(各年度決算)

(単位：千円)

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
区分						
管 理 運 営 費		2,962,218	2,984,209	3,289,573	3,360,632	3,856,352
財 源 内 訳	分担金及び負担金 (保育料)	466,102 15.7%	454,962 15.3%	341,222 10.4%	193,176 5.7%	202,354 5.2%
	国庫負担金	382,757 12.9%	393,244 13.2%	494,956 15.1%	653,883 19.5%	634,632 16.5%
	県負担金	191,379 6.5%	180,793 6.1%	216,486 6.6%	279,331 8.3%	270,935 7.0%
	そ の 他	64,222 2.2%	72,686 2.4%	285,119 8.7%	154,319 4.6%	178,220 4.6%
	市負担金	1,857,758 62.7%	1,882,523 63.1%	1,951,788 59.4%	2,079,921 61.9%	2,570,208 66.6%

区分 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収 容 延 べ 人 員	26,520 人	25,511 人	27,372 人	28,041 人	29,451 人
児童 1 人 当 り 運 営 費 (年 額)	1,340,370 円	1,403,728 円	1,442,163 円	1,438,165 円	1,571,296 円
〃 市 負 担 分 (年 額)	840,614 円	885,511 円	855,672 円	890,091 円	1,047,248 円

## ②歳出額

(単位：千円)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人 件 費		611,408	569,741	563,077	504,823	510,364
食 糧 費		28,136	25,425	24,951	23,769	23,050
そ の 他		2,322,674	2,389,043	2,701,546	2,832,039	3,322,937
計		2,962,218	2,984,2098	3,289,573	3,360,632	3,856,352

## 令和 4 年度の野田市の保育料

各月初日の在籍措置乳幼児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層 区分	定 義	乳 児		1 歳児及び 2 歳児	
		標 準	短時間	標 準	短時間
A	生活保護被保護者世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び児童福祉法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
B	A 階層を 市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
C1	除き当該 年度分 均等割のみ（所得割の額のない世帯）	7,600 円	7,500 円	7,100 円	7,000 円
C2	（4 月か ら 8 月ま でにあつ ては、前 年度分） 所得割の額が 10,500 円未満	8,600 円	8,500 円	8,100 円	8,000 円
C3	所得割の額が 10,500 円以上 27,000 円未満	9,900 円	9,700 円	9,200 円	9,100 円
C4	所得割の額が 27,000 円以上 43,500 円未満	10,800 円	10,600 円	10,100 円	10,000 円
C5	所得割の額が 43,500 円以上 60,000 円未満	12,600 円	12,400 円	11,800 円	11,600 円
C6	所得割の額が 60,000 円以上 78,500 円未満	15,200 円	15,000 円	14,200 円	14,000 円
C7	所得割の額が 78,500 円以上 97,000 円未満	20,400 円	20,100 円	19,100 円	18,800 円
C8	所得割の額が 97,000 円以上 121,000 円未満	26,900 円	26,500 円	25,200 円	24,800 円
C9	所得割の額が 121,000 円以上 145,000 円未満	33,700 円	33,200 円	31,500 円	31,000 円
C10	所得割の額が 145,000 円以上 169,000 円未満	41,600 円	40,900 円	38,900 円	38,300 円
C11	所得割の額が 169,000 円以上 202,000 円未満	46,700 円	45,900 円	43,700 円	43,000 円
C12	所得割の額が 202,000 円以上 235,000 円未満	50,100 円	49,300 円	46,900 円	46,100 円
C13	所得割の額が 235,000 円以上	54,200 円	53,300 円	50,700 円	49,900 円

		268,000円未満				
C14		所得割の額が268,000円以上 301,000円未満	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円
C15		所得割の額が301,000円以上 397,000円未満	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円
C16		所得割の額が397,000円以上	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円

○小学校就学前児童が同一世帯に複数いて、保育所、幼稚園、認定こども園、特定支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設の通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用又は入所している場合、年齢の高い順に、2人目が徴収金額の半額、3人目以降が0円（無料）となる。

※2人目の半額や3人目以降の0円（無料）の適用を受ける場合は、保育所や認定こども園に入所している場合を除き入所や利用している施設の在園証明書等の提出が必要。

○所得割の額が57,700円未満の世帯が、2人以上の特定被監護者等がいる世帯である場合には、最年長の者から数えて第2子の支給認定子どもに係る保育料の額は、表に規定する保育料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。

○所得割の額が77,101円未満のひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等である場合には、当該支給認定子どもに係る保育料の額は、下表の額となり、特定被監護者等が2人以上いる場合には、第1子以外の支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。

徴収金額（月額）			
乳 児		1歳児及び2歳児	
標 準	短時間	標 準	短時間
1,800円	1,700円	1,700円	1,600円

○午後6時を超えての時間外保育を申請され、上の表の階層区分のC1～C16階層に該当する場合は、月額1時間1,500円（2人目750円、3人目以降は0円（無料））が加算される。

#### (4) 保育対策

##### ①障がい児保育

昭和48年度から実施しており、令和4年4月1日現在では26人の障がい児（野田市が認める障がい児であり、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。）を保育している。

#### 障がい児保育の状況

区 分	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
入所児童数	0人	3人	3人	10人	10人	26人

##### ②時間外保育

子ども・子育て支援法及び児童福祉法第24条第3項、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定に基づき入所した児童のうち、通勤時間等の関係から午後6時以降の時間外保育を利用しており、6.9%が下記の時間帯での保育を利用している。

〈保育時間〉 中根保育所、福田保育所、乳児保育所、聖華未来のこども園、のだのこども園、やなぎさわ幼稚園・保育園、柳沢くるる保育園は午後7時まで。清水保育所、花輪保育所、尾崎保育所、北部保育所、木間ヶ瀬保育所、聖華保育園、コビープリスクールのだ保育園、コビープリスクールせきやど保育園、アスク七光台保育園、アスク川間保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園、すくすく保育園、アスク古布内保育園、コビープリスクールあたご保育園、やまぎき杜の保育園、ひばり保育園、アートチャイルドケア野田東部みどり保育園は午後8時まで。しみず空と杜の保育園は午後9時まで。南部保育所は午後10時まで。



(R4. 4. 1 現在)

区 分	保育所数	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
公 立	9園	24人	29人	58人	111人
私 立	15園	25人	20人	43人	88人
事業所内	1園	1人	0人	0人	1人
小規模	1園	0人	0人	0人	0人

### 3. 学童保育所【児童家庭課】

両親の就労によって、学校から帰宅しても家庭が留守となる児童の安全な生活の場の確保を図るとともに集団生活の中で個々の児童の健全な育成を行う。

#### (1) 学童保育所一覧

(R4. 4. 1 現在)

名 称	所 在 地	定 員	区 分	電 話
野田学童保育所	野田535番地の2(中央小学校敷地内)	95	直営	7122-6377
野田第二学童保育所	野田611番地(中央小学校内)	111	委託	7123-2752
柳沢学童保育所	柳沢139番地(柳沢小学校内)	38	直営	7122-1361
柳沢第二学童保育所	柳沢139番地(柳沢小学校内)	38	委託	7125-8671
清水学童保育所	清水773番地(清水台小学校敷地内)	45	直営	7125-1672
清水第二学童保育所	清水773番地(清水台小学校内)	96	委託	7123-4780
南部学童保育所	山崎1736番地(うめさと子ども館に併設)	38	委託	7123-3144
南部第二学童保育所	山崎1249番地の25(西大和田公園南西側)	40	委託	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎1249番地の40(西大和田公園南西側)	40	委託	7126-5716
東部学童保育所	鶴奉269番地の1(補修事務所北側)	45	直営	7122-2416
川間学童保育所	中里556番地の9(川間公民館西側)	45	直営	7129-5687
福田学童保育所	木野崎1654番地の39(福田保育所北側)	45	直営	7138-2372
岩木学童保育所	岩名二丁目10番地の17(岩木小学校西側)	54	直営	7129-7503
岩木第二学童保育所	岩名二丁目12番地の1(岩木小学校内)	116	委託	7127-2173
宮崎学童保育所	宮崎62番地の5(宮崎小学校北側)	45	直営	7124-9105
宮崎第二学童保育所	宮崎55番地(宮崎小学校敷地内)	47	委託	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎55番地(宮崎小学校内)	39	委託	7123-3161
山崎学童保育所	山崎2742番地の5(山崎子ども館に併設)	41	直営	7121-4030
山崎第二学童保育所	山崎2733番地(山崎小学校内)	38	委託	7125-2563
七光台学童保育所	七光台126番地の2(七光台子ども館に併設)	42	直営	7127-4808
七光台第二学童保育所	七光台20番地の1(七光台小学校内)	58	委託	7128-1330
尾崎学童保育所	尾崎1415番地(尾崎小学校内)	38	直営	7127-1761
尾崎第二学童保育所	尾崎1415番地(尾崎小学校内)	38	委託	7129-8676
二ツ塚学童保育所	二ツ塚488番地(二ツ塚小学校南側)	49	直営	7123-1717
北部学童保育所	谷津22番地の1(北部小学校北側)	106	委託	7125-5334

名 称	所 在 地	定 員	区 分	電 話
みずき学童保育所	みずき三丁目2番地の3(みずき小学校敷地内)	105	委託	7125-4451
三ヶ尾学童保育所	西三ヶ尾988番地(福田第二小学校敷地内)	46	委託	7138-1213
木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬3640番地(木間ヶ瀬小学校内)	38	直営	7198-7271
二川学童保育所	桐ヶ作464番地(二川小学校内)	79	委託	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花234番地1(関宿中央小学校内)	40	直営	7198-8270
関宿中央第二学童保育所	東宝珠花234番地1(関宿中央小学校内)	40	委託	7120-4180
関宿学童保育所	関宿台町171番地(関宿小学校内)	40	委託	7196-5535

(2) 児童数等

(R4.4.1現在)

施設名	野田	野田第二	柳沢	柳沢第二	清水	清水第二	南部	南部第二	南部第三	東部	川間	福田	岩木	岩木第二	宮崎	宮崎第二
定員	95人	111人	38人	38人	45人	96人	38人	40人	40人	45人	45人	45人	54人	116人	45人	47人
入所人数	60	78	57	38	45	102	50	54	47	52	24	8	16	94	38	43
指導員数	2	4	2	2	2	6	4	2	2	2	2	2	2	6	2	4
保育開始年月	40.12	22.11	52.1	22.11	53.4	22.10	53.4	20.4	23.4	55.4	55.4	55.4	56.9	22.10	53.4	23.4

施設名	宮崎第三	山崎	山崎第二	七光台	七光台第二	尾崎	尾崎第二	二ツ塚	北部	みずき	三ヶ尾	木間ヶ瀬	二川	関宿中央	関宿中央第二	関宿	計
定員	39人	41人	38人	42人	58人	38人	38人	49人	106人	105人	46人	38人	79人	40人	40人	40人	1,775人
入所人数	37	47	42	14	41	42	26	39	81	136	26	19	79	34	44	14	1,527
指導員数	2	2	2	2	4	2	2	2	6	6	2	2	4	2	2	2	90
保育開始年月	30.1	60.4	22.11	61.4	22.10	61.4	22.10	5.4	13.4	13.7	14.4	9.4	12.10	13.4	22.10	17.7	—

※指導員数に関しては、この他に、入所人数や障がい児童の状況に応じて、加配を行なっている。

(3) 保育料推移

- 昭和54年度月額3,600円
- 昭和58年度月額5,000円
- 昭和60年度月額5,600円
- 昭和62年度月額6,400円
- 平成元年度月額7,600円
- 平成3年度月額9,600円

(R4.4.1 現在)

減免区分		区分		保育料	
第一子	A	生保世帯・市町村民税非課税世帯	円 0	人 108	円 0
	B	所得税非課税世帯	3,800	50	190,000
C	所得税が9,400円未満の世帯	7,600	16	121,600	
D	その他の世帯	9,600	1,124	10,790,400	
第二子以降	A´	生保世帯・市町村民税非課税世帯	0	27	0
	B´	所得税非課税世帯	3,000	7	21,000
	C´	所得税が9,400円未満の世帯	6,000	1	6,000
	D´	その他の世帯	7,600	194	1,474,400

## (4) 運営費の状況

## ①入所児童数

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数		34	34	32	32	32
入所児童定員		1,433人	1,545人	1,775人	1,775人	1,775人
年間入所児童数(延べ)		17,546人	18,826人	18,745人	18,042人	17,453人

## ②運営費と負担割合の推移(各年度決算)

(単位:円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理運営費		499,366,199	366,442,743	359,848,057	350,751,763	366,298,801
財源内訳	負担金(保育料)	134,747,600	145,104,200	148,285,200	119,073,700	132,464,700
		27.0%	39.6%	41.2%	33.9%	36.2%
財源内訳	放課後児童健全育成事業補助金	167,635,000	173,790,000	177,949,000	179,823,000	171,907,400
		33.6%	47.4%	49.5%	51.3%	46.9%
財源内訳	市負担金	197,031,599	47,548,543	33,613,857	51,855,063	61,926,701
		39.4%	13.0%	9.3%	14.8%	16.9%

## ③学童1人あたりの運営費

(単位:円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理運営費	月額	28,460	19,465	19,197	19,441	20,988
	年額	341,520	233,580	230,364	233,292	251,856
市負担分	月額	11,229	2,526	1,793	2,874	3,548
	年額	134,748	30,312	21,519	34,488	42,576

## ④歳出額内訳

(単位：円)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人 件 費		86,582,467	88,398,967	90,491,284	92,246,852	94,501,821
食 糧 費		6,444,388	7,257,499	7,217,183	6,899,013	7,624,932
そ の 他		406,339,344	270,786,277	262,139,590	251,605,898	264,172,048
計		499,366,199	366,442,743	359,848,057	350,751,763	366,298,801

## 4. 児童館【児童家庭課】

地域の子どもたちに健全で楽しい遊びを提供し、心身ともに健康に育つように、専門の指導員が、援助・指導を行う集会室、遊戯室、図書室、体育室等を設けた健全育成施設である。

## 市立児童館一覧

名称	延べ面積	所在地	電話
中央子ども館	199.26 m <sup>2</sup>	野田市鶴奉 5 番地の 1	7125-1678
うめさと子ども館	315.98	野田市山崎 1736 番地	7124-9106
谷吉子ども館	302.75	野田市谷津 1148 番地の 3	7127-0117
山崎子ども館	402.27	野田市山崎 2742 番地の 5	7124-6739
七光台子ども館	399.80	野田市七光台 126 番地の 2	7127-2166
関宿子ども館	155.30	野田市木間ヶ瀬 620 番地	7198-3456

## 令和 3 年度児童館利用状況

(単位：人)

区分 児童館名	利用種別	幼児	小低	小高	中学生	高校生	その他	計	合計
中央子ども館	集団指導係	262	92	99	11	1	265	730	4,337
	一般	1,334	393	526	116	30	1,208	3,607	
うめさと子ども館	集団指導係	298	194	180	16	2	306	996	3,343
	一般	361	425	1,055	115	14	377	2,347	
谷吉子ども館	集団指導係	272	171	544	157	13	273	1,430	5,474
	一般	313	456	1,636	946	155	538	4,044	
山崎子ども館	集団指導係	227	330	221	63	2	177	1,020	3,892
	一般	280	711	765	685	42	389	2,872	
七光台子ども館	集団指導係	404	296	513	258	4	410	1,885	5,922
	一般	486	491	1,515	922	43	580	4,037	
関宿子ども館	集団指導係	318	291	250	155	8	260	1,282	4,091
	一般	264	610	1,139	496	14	286	2,809	

合 計		4,819	4,460	8,443	3,940	328	5,069	27,059
-----	--	-------	-------	-------	-------	-----	-------	--------

### 5. 家庭児童相談室【子ども家庭総合支援課】

家庭における児童の健全な育成のため児童の養育に関する問題について、相談に応ずるとともに、適切な指導と助言を与えるため、家庭児童相談室を子ども家庭総合支援課内に設置している。

令和3年度の相談受付件数は663件で、このうち虐待に関するものが487件と、全体の73.5%を占めている。

なお、児童福祉法により、市が児童虐待の通告先と明記され第一義的機関として位置付けられている。

◆家庭児童相談室制度は児童福祉法に基づき、厚生省事務次官通知（家庭児童相談室の設置運営について）

により発足（昭和39.4.22）。野田市家庭児童相談室は、昭和44年5月に開設。

#### (1) 事項別相談受付件数

相談種類 年度	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
令和元年度	430	292	3	0	0	2	0	1	5	2	0	7	9	3	16	4	774
令和2年度	466	266	3	0	1	3	0	0	6	0	0	24	11	1	25	0	806
令和3年度	487	160	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	5	0	8	0	663

#### (2) 虐待相談受付件数

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 身体的虐待	167	140	175
2. 性的虐待	2	1	7
3. ネグレクト	89	100	92
4. 心理的虐待	172	225	213
合 計	430	466	487

### 6. 児童福祉施設【子ども家庭総合支援課】

#### ①助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設。

#### ②母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

## 入所状況

(令和3年4月～令和4年3月)

種 別	名 称	所在地	入通所の別	人数
助 産 施 設	松戸市立総合医療センター	松 戸 市	入 所	1
	春日部市立医療センター	春 日 部 市	入 所	1
	めぐみ助産院	新 座 市	入 所	1
母子生活支援施設	—	—	—	0

## 7. 野田市ことば相談室【保健センター】

野田市に住む就学前幼児のことばの相談に応じ、適切な指導、訓練を行っている。

## 年度別利用状況

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分						
利用人数(延べ)		1,617人	1,245人	1,116人	1,196人	1,344人
利用件数(延べ)		1,651件	1,422件	1,234件	981件	1,371件
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
区分						
野田ことば相談室	利用人数(延べ)	792人	735人	835人	912人	
	利用件数(延べ)	888件	800件	707件	877件	
関宿ことば相談室	利用人数(延べ)	453人	381人	361人	432人	
	利用件数(延べ)	534件	434件	274件	494件	

## 8. 子ども医療費の助成【児童家庭課】

中学校3年生までの子どもの通院、調剤、入院にかかる保険診療の一部又は全部を助成し、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図った。

年度	内 容	件 数	支 払 額
令和3年度	現物給付	205,865件	420,709,462円
	償 還 分	2,195	30,884,688
	合 計	208,060	451,594,150

## 9. 児童手当【児童家庭課】

児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している父母等に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的に、児童手当を支給した。

区 分		支給月額	延べ受給児童数	支給総額
0～3歳未満	被用者	15,000円	22,345人	335,175,000円
	非被用者		5,659	84,885,000
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子	10,000	100,741	1,007,410,000
	第3子以降	15,000	18,002	270,030,000
中学生		10,000	45,848	458,480,000
所得制限該当世帯(特例給付)		5,000	11,049	55,245,000
合 計			203,644	2,211,225,000

10. 育児支援家庭訪問事業【子ども家庭総合支援課】

子育てしやすい環境を目指し、社会福祉法人野田市社会福祉協議会への委託により出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている親などに、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育て支援の促進を図った。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 者	11人	3人	4人
利 用 日 数	176日	25日	60日
利 用 時 間	446.4時間	65.5時間	117.0時間

11. ファミリー・サポート・センター【児童家庭課】

仕事と育児の両立支援を行うことを目的に、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（提供会員）からなる会員組織として運営している。

(1) 会員数 (各年度 3.31 現在)

区 分	令和2年度	令和3年度
利 用 会 員	890人	1,037人
提 供 会 員	128	131
両 方 会 員	39	38
計	1,057	1,206

(2) 延べ利用件数 (R3.4.1～R4.3.31)

内 容	件数	内 容	件数
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	1,277	保護者等の病気、その他急用の場合の援助	499
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	613	保護者等の買い物等外出の場合の援助	48
学校の放課後の援助	3	学校の迎え	11
学童保育所等への送りと援助	160	習い事の送迎	698
学校への送り	11	家族等の通院等の場合の援助	1
学童保育所の迎え及び帰宅後の援助	119	保護者等の冠婚葬祭、他の子供の学校行事	3
保育所・学校等休み時の援助	81	子どもの病気時の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の援助	19	保育所等施設入所前の援助	0
保護者等の求職活動中の援助	0		
合 計			3,543

12. ファミリー・サポート・センター利用料の助成【児童家庭課】

野田市ファミリー・サポート・センターの利用者のうち、助成対象となる生活保護世帯と市民税非課税世帯及びひとり親家庭世帯に利用料の一部を助成し、利用者の経済的負担の軽減を図った。

(1) 助成者数

区 分	令和2年度	令和3年度
助 成 登 録 者 数	19人	24人
延 べ 利 用 者 数	31	48

13. 児童虐待防止推進月間事業【子ども家庭総合支援課】

(1) 「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を開催

児童虐待防止啓発の一環として「わたしの願う家族・家庭」をテーマに、市内の小中学生よりポスターを募集し、市役所ふれあいギャラリー及びいちいのホールに展示した。

また、優秀賞には、賞状・賞状筒と賞品を、それ以外の作品には参加賞を贈呈した。

区 分	内 容		
応募作品	小学生 428点	中学生 1点	(合計) 429点
展示作品	小学生 44点	中学生 1点	(合計) 45点
優秀賞	小学生 4点	中学生 1点	(合計) 5点
展示期間	令和3年11月10日～16日 いちいのホール 令和3年11月17日～22日 ふれあいギャラリー		

(2) 児童虐待防止のための啓発活動

趣旨に賛同いただけた市内タクシー事業所の車両に、児童虐待防止に関するステッカー等を装着し、地域全体の児童虐待防止意識の向上を図った。

区 分	装着数	啓 発 方 法
バスマスク	13	まめバスに装着
懸垂幕	2	市役所及びいちいのホールの懸垂塔に掲出
啓発幕	9	市内公設保育所(9か所)敷地内に掲出

14. 子育て短期支援事業【子ども家庭総合支援課】

保護者が、入院などにより一時的に在宅による子どもの養育ができない場合や、育児疲れなどにより子育てに不安を抱いた保護者への支援など要保護児童対策等の一環として、児童養護施設で一時的に子どもを預かることでセーフティネットの役割を果たした。

利用人数	延べ利用日数	内訳
10人	88日	疾病35日、育児疲れ49日、育児不安4日





## 第2節 母子家庭等の福祉



## 第2節 母子家庭等の福祉

### 1. 母子福祉【児童家庭課】

令和4年4月1日現在、市内の母子家庭は1,392世帯で市内全世帯数（70,482世帯）の1.97%となっている。母子家庭になった原因をみると、死別によるもの84世帯(6.0%)、離婚等によるもの1,094世帯(78.6%)である。

母子家庭の原因別内訳 (各年4.1現在 単位：世帯)

年	区分	母子家庭数	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
平成30年		1,500	67	1,264	12	140	17
		100.0%	4.5%	84.3%	0.8%	9.3%	1.1%
平成31年		1,435	68	1,210	11	133	13
		100.0%	4.7%	84.3%	0.8%	9.3%	0.9%
令和2年		1,448	67	1,216	11	143	11
		100.0%	4.6%	84.0%	0.8%	9.9%	0.8%
令和3年		1,395	72	1,109	6	171	37
		100.0%	5.2%	79.5%	0.4%	12.3%	2.7%
令和4年		1,392	84	1,094	6	171	37
		100.0%	6.0%	78.6%	0.4%	12.3%	2.7%

### 2. 父子福祉【児童家庭課】

令和4年4月1日現在、市内の父子家庭は115世帯で父子家庭比率は0.16%となっている。父子家庭になった原因をみると、死別によるもの16世帯（14%）、離婚等によるもの95世帯（82.6%）である。

父子家庭の原因別内訳 (各年4.1現在 単位：世帯)

年	区分	父子家庭数	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
平成30年		157	23	128	1	2	3
		100.0%	15%	81.5%	0.6%	1%	2%
平成31年		137	19	112	1	2	3
		100.0%	14%	81.8%	0.7%	1%	2%
令和2年		132	18	108	1	2	3
		100.0%	14%	81.8%	0.8%	2%	2%
令和3年		118	15	98	0	0	5
		100.0%	13%	83.1%	0%	0%	4%
令和4年		115	16	95	0	0	4
		100.0%	13.9%	82.6%	0%	0%	3.5%

### 3. 児童扶養手当【児童家庭課】

離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図った。

ア 事由別内訳

受給事由	離別	死別	未婚	障がい	遺棄その他	計
受給者数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	952人	21人	141人	3人	46人	1,163人

イ 支給区分内訳

区 分	受給者数	全部支給停止者
全部支給者	624人	285人
一部支給停止者	539	
計	1,163	

ウ 児童数別内訳

受給対象児童数別内訳						
1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
705人	326人	107人	20人	5人	0人	1,163人

エ 支給月額

区 分	第1子	第2子	第3子以降
全部支給者	(基本額) 令和3年3月まで43,160円 4月から43,160円	(加算額) 令和3年3月まで10,190円 4月から10,190円	(加算額) 令和3年3月まで6,110円 4月から6,110円
一部支給停止者	所得額に応じて令和3年3月まで10,180円から43,150円まで10円きざみの額 4月以降10,180円から43,150円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和3年3月まで5,100円から10,180円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて5,100円から10,180円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和3年3月まで3,060円から6,100円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて3,060円から6,100円まで10円きざみの額

オ 延べ受給者数、支給総額

区 分	延べ受給者数	支給総額
全部支給者	7,546人	325,069,350円
一部支給停止者	6,826	193,727,140
第2子加算	5,618	52,689,480
第3子以降加算	1,974	11,281,730
合 計		582,767,700

※ 児童扶養手当法第13条の3に基づく就業意欲がみられないことによる一部支給停止者 0人

4. ひとり親家庭等医療費の助成【児童家庭課】

ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感の軽減を図るため、ひとり親家庭の母、父又は養育者及びその子が医療等の給付を受けた場合に保険診療にかかる自己負担分の一部又は全部を助成した。

年度	内 容	件 数	支 払 額
令和3年度	現物給付	16,335件	51,881,807円
	償 還 分	2,185	6,777,764
	合 計	18,520	58,659,571

5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため貸付を行っている。(修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金については父母のいない児童も対象になる。)

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容 (R4.4.1 現在)

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度		据置期間	償還期間	利率	償還方法
事業開始資金	母・父	(個人) 3,140,000円 (団体) 4,710,000円		1年	7年以内	年1.0%又は無利子	元利均等払い(年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか)
事業継続資金	母・父	(個人) 1,570,000円 (団体) 1,570,000円		6か月	7年以内		
修学資金	児童	別表のとおり		卒業後6か月	別表のとおり	無利子	
技能習得資金	母・父	(5年間限度) 月額 68,000円 特別12月相当額 816,000円 自動車免許 460,000円		卒業後1年	20年以内	年1.0%又は無利子	
修業資金	児童	(5年間限度) 月額 68,000円 自動車免許 460,000円		卒業後1年	20年以内	無利子	
就職支度資金	母・父・児童	100,000円 (通勤用自動車購入費用を含む場合) (330,000円)		1年	6年以内	(母・父)1.0%又は無利子 (子)無利子	
医療介護資金	医療	母・父・児童	340,000円 (所得税非課税家庭等) (480,000円)	治療・介護後6か月	5年以内	年1.0%又は無利子	
	介護	母・父	500,000円				
生活資金	技能習得中の母・父	月額	141,000円	卒業後6か月	20年以内	年1.0%又は無利子	
	医療を受けている母・父	月額 (生活中心者でない場合等)	105,000円 (70,000円)	治療・介護後6か月	5年以内		
	介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている母・父	※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のものへの貸付期間は6か月(3か月更新で2年まで)とし、貸付金額は2,520,000円を限度とする。					
	母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のもの ※3	また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12月相当1,260,000円を限度とする一括貸付可。 ※なお、失業中の母又は父への貸付期間は1か月(1か月更新で離職した日の翌日から1年まで)		6か月 ※1	8年以内		
	失業している母・父	6か月 ※2	5年以内				
住宅資金	母・父	補修、保全等、通常の場合 1,500,000円 新規取得・災害特別等 2,000,000円		6か月	6年以内 7年以内	年1.0%又は無利子	
転宅資金	母・父	260,000円		6か月	3年以内		
就学支度資金	児童	小学校 ※所得税非課税世帯のみ対象	64,300円	入学後6か月	1年以内	無利子	
		中学校、中等教育学校(前期課程) ※所得税非課税世帯のみ対象	81,000円				
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等・一般) 中等教育学校(後期課程)	国公立	自宅 150,000円 自宅外 160,000円	卒業後6か月		同時貸付の修学・修業資金と同じ期間
			私立	自宅 410,000円 自宅外 420,000円			
		大学 短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅 410,000円 自宅外 420,000円			
			私立	自宅 580,000円 自宅外 590,000円			
		大学院	国公立	380,000円			
			私立	590,000円			
		修業施設	中学校卒業後入学する場合	自宅 150,000円 自宅外 160,000円	5年以内		
			高等学校卒業後入学する場合	自宅 272,000円 自宅外 282,000円			
結婚資金	児童	300,000円		6か月	5年以内	年1.0%又は無利子	

- \*1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで
- \*2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで（ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで）
- \*3 月額4万円、合計96万円を超えない範囲を無利子とする。ただし、養育費の取得に係る裁判等に要する費用の貸付けにおいては、48万円を限度として無利子とする。

別表1  
修学資金貸付限度額(月額)一覧表(年収目安900万円以下)

単位：円(R4.4.1現在)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間*
高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			借りた期間の3倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			借りた期間の4倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
中等教育学校 (後期課程)	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた期間の3倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
高等専門学校	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	借りた期間の4倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の3倍
		自宅外通学	78,000	78,000				
	私立	自宅通学	89,000	89,000				借りた期間の4倍
		自宅外通学	126,500	126,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の3倍
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私立	自宅通学	93,500	93,500				借りた期間の4倍
		自宅外通学	131,000	131,000				
大 学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		借りた期間の3倍
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		借りた期間の4倍
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に準拠
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般課程)			51,000	51,000				5年

\*ただし、据置期間経過後20年以内を限度

別表 2

修学資金貸付限度額(月額)一覧表 (年収目安 900 万円を超える場合)

単位：円 (R4. 4. 1 現在)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間 *
高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
中等教育学校 (後期課程)	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000	借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500	
高等専門学校	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	77,500	77,500				
	私立	自宅通学	84,500	84,500				借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	108,500	108,500				
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	77,500	77,500				
	私立	自宅通学	84,500	84,500				借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	108,500	108,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	86,500	86,500				
	私立	自宅通学	86,500	86,500				借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	110,500	110,500				
大学	国公立	自宅通学	69,500	69,500	69,500	69,500		借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	92,500	92,500	92,500	92,500		
	私立	自宅通学	95,000	95,000	95,000	95,000		借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	121,000	121,000	121,000	121,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に 準拠
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般課程)			51,000	51,000				5年

\*ただし、据置期間経過後 20 年以内を限度

## 6. 母子・父子自立支援員・婦人相談員【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供や指導相談等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、自立の促進を図った。



## (1) 相談件数

(単位：件)

相談事項		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活一般	住 宅		11	10	5	9	6
	医 療		16	12	8	12	18
	家 庭 紛 争		3	10	4	3	3
	就 職		370	386	432	336	441
	結 婚		2	0	1	1	0
	そ の 他		92	98	101	82	87
児 童	養 育		35	28	35	29	22
	教 育		13	6	6	5	11
	就 職		2	2	1	1	1
	そ の 他		11	17	22	18	9
生 活 援 護	母子・父子福祉資金		80	81	66	75	68
	寡婦福祉資金		0	0	0	0	0
	公 的 年 金		2	3	2	1	2
	児童扶養手当		188	133	189	195	205
	生 活 保 護		5	0	1	13	5
	税		0	0	3	1	1
	そ の 他		19	14	20	28	25
そ の 他		4	4	0	0	0	
合 計		853	804	896	809	904	

## (2) 訪問件数

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問件数	277件	240件	249件	257件	271件

## (3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の母子家庭及び父子家庭の実情やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、就業に結び付くまで継続的に就労相談を実施した。

年度	プログラム策定人数 (人)	就業実績 (人)
平成29年度	16	正規雇用 3、非正規雇用 10
平成30年度	26	正規雇用 7、非正規雇用 10
令和元年度	21	正規雇用 7、非正規雇用 12
令和2年度	14	正規雇用 4、非正規雇用 10
令和3年度	21	正規雇用 11、非正規雇用 8

## (4) ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動

平成28年7月からひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する野田市雇用促進奨励金制度の啓発活動を開始し、就労相談の際に訪問した働き

やすい環境の事業所などの情報提供を行った。(原則毎月1回訪問)

区 分	内 容
啓発活動の訪問事業所数	28 社

#### 7. 養育者支援手当【児童家庭課】

父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育し、公的年金を受給している養育者(祖父母等)に対して支給し、養育者の経済的、精神的負担の軽減と児童の福祉の増進を図った。

##### ア 事由別内訳

受給事由	離 別	死 別	未 婚	障がい	遺棄その他	計
受 給 者 数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	4 人	0 人	1 人	0 人	0 人	5 人

##### イ 支給区分内訳

区 分	受給者数	全部支給停止者
全 部 支 給 者	5 人	0 人
一部支給停止者	0	
計	5	

##### ウ 児童数別内訳

受給対象児童数別内訳					
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	計
5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	5 人

##### エ 支給月額

区 分	第1子	第2子	第3子以降
全部支給者	(基本額) 令和3年3月まで43,160円 4月から43,160円	(加算額) 令和3年3月まで10,190円 4月から10,190円	(加算額) 令和3年3月まで6,110円 4月から6,110円
一部支給停止者	所得額に応じて令和3年3月まで10,180円から43,150円まで10円きざみの額 4月以降10,180円から43,150円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和3年3月まで5,100円から10,180円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて5,100円から10,180円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和3年3月まで3,060円から6,100円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて3,060円から6,100円まで10円きざみの額

##### オ 延べ受給者数、支給総額

区 分	延べ受給者数	支給総額
全 部 支 給 者	60 人	2,589,600 円
一 部 支 給 停 止 者	0	0
第 2 子 加 算	1	10,190
第 3 子 以 降 加 算	0	0
合 計		2,599,790

#### 8. ひとり親家庭等日常生活支援事業【児童家庭課】

母子家庭及び父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学や病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行い生活の安定を図った。

年度	子育て支援	生活援助
平成 29 年度	5 人 (延べ 38 日、 225 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	0 人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
平成 30 年度	3 人 (延べ 6 日、 25 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 1 人 (延べ 1 日、 10 時間)	1 人 (延べ 15 日、 21 時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
令和元年度	2 人 (延べ 33 日、 191 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	2 人 (延べ 14 日、 22 時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 1 人 (延べ 2 日、 10 時間)
令和 2 年度	2 人 (延べ 19 日、 116 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	0 人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
令和 3 年度	1 人 (延べ 4 日、 44 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	0 人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人

#### 9. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるために受講した教育訓練講座を修了した場合に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金(受講料の 60%)を支給し、資格の取得を促進した。

年度	講座指定者数 (人)	支給人数 (講座修了)
平成 29 年度	2	1
平成 30 年度	5	4
令和元年度	6	3
令和 2 年度	2	1
令和 3 年度	7	2

#### 10. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の国家資格取得のため、1年以上(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上)養成機関で修学する場合に一定期間「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」(市町村民税非課税世帯月額 100,000 円、市町村民税課税世帯月額 70,500 円、修学期間の最後の 12 月については 40,000 円増額)を支給するとともに、「母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金」(市町村民税非課税世帯 50,000 円、市町村民税課税世帯 25,000 円)を修了後に支給することで、生活の負担の軽減を図り資格取得を支援した。

年度	支給人数（人）	内 容
平成 29 年度	9	看護師 5、准看護師 1、作業療法士 1、教諭 1、保育士 1
平成 30 年度	11	看護師 4、准看護師 2、作業療法士 1、教諭 1、保育士 1、歯科衛生士 1、理容師 1
令和元年度	15	看護師 4、准看護師 4、保育士 2、教諭 1、歯科衛生士 1、理容師 1、美容師 1、社会福祉士 1
令和 2 年度	14	看護師 4、准看護師 2、社会福祉士 2、美容師 2、保育士 1、歯科衛生士 1、理容師 1、精神保健福祉士 1
令和 3 年度	16	看護師 6、社会福祉士 2、美容師 2、歯科衛生士 1、理容師 2、精神保健福祉士 1、介護福祉士 2

#### 11. ひとり親家庭情報交換事業【児童家庭課】

野田市母子寡婦福祉会に事業を委託し、ひとり親家庭の方が交流やイベントを通じてお互いに悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設け、精神的負担の軽減に努めた。

年度	内 容	参加人数（人）
平成 29 年度	親子料理教室 7 回、お茶体験 2 回	126
平成 30 年度	親子料理教室 6 回、芋掘り体験 1 回、押し花作り 1 回	128
令和元年度	親子料理教室 6 回、押し花作り 2 回、サンドブラスト 1 回	138
令和 2 年度	フラワープレッサー 1 回	11
令和 3 年度	サンドブラスト 2 回	18

#### 12. 母子家庭等就業自立支援事業【児童家庭課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業に結び付く技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を、野田地域職業訓練センターに委託して年 3 回実施し、自立の促進を図った。

コース区分	受講者	資格取得者
5 月開講コース（パソコン講習会）	10 人	ワード 10 人、エクセル 9 人
8 月開講コース（日商簿記 3 級講習会）	5 人	0 人
12 月開講コース（医療事務講習会）	6 人	4 人

#### 13. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【児童家庭課】

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座の受講に係る費用の一部（受講修了時給付金は対象経費の 40%、合格時給付金は対象経費の 20%）を補助することにより、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与した。

年度	区分	支給人数
平成 30 年度	受講修了時給付金	0 人
	合格時給付金	0 人
令和元年度	受講修了時給付金	1 人
	合格時給付金	1 人
令和 2 年度	受講修了時給付金	0 人

	合格時給付金	0人
令和3年度	受講修了時給付金	1人
	合格時給付金	0人



### 第3節 障がい者(児)の福祉





### 第3節 障がい者(児)の福祉

#### 1. 障がい者手帳【障がい者支援課】

##### (1) 身体障害者手帳

身体障がい者が各種の援護を受けるために必要な手帳。

手帳所持者数

(単位：人 R4.3.31現在)

障がい別	区分	身体障害者 手帳所持者	内 訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 が い	18歳未満	3	1	1	0	1	0	0
	18歳以上	302	92	104	20	20	54	12
	計	305	93	105	20	21	54	12
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18歳未満	15	0	6	2	1	0	6
	18歳以上	391	19	101	37	94	3	137
	計	406	19	107	39	95	3	143
音 声 ・ 言 語 そ し や く 機 能 障 が い	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	83	3	9	42	29	0	0
	計	83	3	9	42	29	0	0
肢 体 不 自 由	18歳未満	57	27	11	7	4	6	2
	18歳以上	2,474	433	508	473	720	202	138
	計	2,531	460	519	480	724	208	140
内 部 障 が い	18歳未満	19	12	2	4	1	0	0
	18歳以上	1,752	1,117	35	220	380	0	0
	計	1,771	1,129	37	224	381	0	0
心 臓	18歳未満	7	4	1	2	0	0	0
	18歳以上	866	632	6	127	101	0	0
	計	873	636	7	129	101	0	0
呼 吸 器	18歳未満	4	3	1	0	0	0	0
	18歳以上	88	22	3	48	15	0	0
	計	92	25	4	48	15	0	0
じ ん 臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	471	448	1	19	3	0	0
	計	473	450	1	19	3	0	0
ぼ う こ う 又 は 直 腸	18歳未満	3	1	0	2	0	0	0
	18歳以上	271	0	1	16	254	0	0
	計	274	1	1	18	254	0	0
小 腸	18歳未満	1	0	0	0	1	0	0
	18歳以上	4	0	1	1	2	0	0
	計	5	0	1	1	3	0	0
免 疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	45	14	17	9	5	0	0
	計	45	14	17	9	5	0	0
肝 臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	7	1	6	0	0	0	0
	計	9	3	6	0	0	0	0
合 計	18歳未満	94	40	20	13	7	6	8
	18歳以上	5,002	1,664	757	792	1,243	259	287
	計	5,096	1,704	777	805	1,250	265	295

(2) 療育手帳

知的障がい者が、一貫した指導・相談等各種の援護を受けやすくするための手帳。

手帳所持者数

(単位：人 R 4.3.31 現在)

合 計	知的障がい者				知的障がい児			
	重 度	中 度	軽 度	計	重 度	中 度	軽 度	計
1,536	447	331	356	1,134	103	80	219	402

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証する手段として、交付を受けた人に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付される。

手帳所持者数

(単位：人 R 4.3.31 現在)

合 計	1 級	2 級	3 級
1,511	245	863	403

(4) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳交付診断料助成

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請をするための診断書作成に要した費用を助成している。なお、令和2年度で事業廃止。

助成件数

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身 体 障 害 者 手 帳	289	325	297	265	—
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	107	112	136	92	—

2. 障害福祉サービス等【障がい者支援課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者(児)がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を提供する。

(1) 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用時間	17,871.5 時間	16,453 時間	16,701 時間	17,756 時間	18,997 時間
実利用人数	140人	138人	137人	146人	156人

(2) 重度訪問介護

肢体不自由者又は知的障がい者若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援など総合的に支援を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用時間	2,941 時間	3,491 時間	1,507 時間	2,716 時間	8,477 時間
実利用人数	4 人	5 人	3 人	5 人	4 人

(3) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所して、入浴、排せつ及び食事の介護等を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用日数	4,079 日	4,242 日	3,928 日	2,570 日	2,558 日
実利用人数	111 人	113 人	123 人	65 人	71 人

(4) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用日数	4,704 日	4,479 日	4,640 日	4,755 日	4,973 日
実利用人数	13 人	13 人	13 人	14 人	15 人

(5) 障害者支援施設等措置

やむを得ない事由による措置により入所した場合に、措置に係る費用を負担するもの。

延べ利用日数及び実利用件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用日数	365 日	365 日	366 日	402 日	365 日
実利用人数	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人

(6) 高額障害福祉サービス

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや介護保険サービスを利用したことで、負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

支給人数

(単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給人数	13	7	6	18	20

(7) 同行援護

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用時間数	3,365 時間	4,246 時間	3,671 時間	1,691 時間	1,879 時間
実利用人数	27 人	28 人	27 人	24 人	23 人

(8) 計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、申請者が適正なサービスを受けるための計画作成及び、サービス利用開始後のモニタリング等を指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用事業所数	52 か所	61 か所	63 か所	76 か所	77 か所
実利用人数	633 人	661 人	703 人	792 人	872 人

(9) 行動援護

自己判断能力が制限される人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用時間数	2,785 時間	2,990 時間	2,926 時間	2,405 時間	2,384 時間
実利用人数	30 人	29 人	37 人	37 人	35 人

(10) 生活介護

常に介護を必要とする人に日中に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	65 か所	66 か所	69 か所	75 か所	71 か所
実利用人数	307 人	315 人	312 人	321 人	322 人

(11) 施設入所支援

生活介護等を受けつつ施設に入所する人を対象に、主に夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護等を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	34 か所	34 か所	35 か所	34 か所	32 か所
実利用人数	94 人	93 人	95 人	94 人	92 人

(12) 共同生活援助

主に夜間や休日に共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	59 か所	54 か所	54 か所	71 か所	83 か所
実利用人数	124 人	136 人	153 人	202 人	235 人

(13) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用施設数	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	0 か所
	実利用人数	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人
自立訓練	利用施設数	5 か所	6 か所	9 か所	6 か所	7 か所

(生活訓練)	実利用人数	10人	9人	15人	16人	21人
宿泊型自立訓練	利用施設数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用人数	0人	1人	1人	1人	1人

(14) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	22 か所	23 か所	25 か所	29 か所	31 か所
実利用人数	63 人	69 人	73 人	84 人	90 人

(15) 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人と雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	23 か所	17 か所	16 か所	15 か所	19 か所
実利用人数	83 人	100 人	98 人	107 人	107 人

(16) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	32 か所	34 か所	37 か所	45 か所	42 か所
実利用人数	111 人	111 人	139 人	164 人	194 人

(17) 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対するための支援を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	- か所	3 か所	5 か所	7 か所	9 か所
実利用人数	- 人	3 人	6 人	15 人	26 人

(18) 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、未就学児が児童発達支援事業所等において必要な療育を受けるための通所や、就学児が生活能力向上のため必要な訓練等を受ける放課後等デイサービス等の支援を提供する。

利用日数及び実利用人数

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
児童発達支援	利用日数	10,265 日	14,914 日	17,878 日	21,807 日	28,453 日
	実利用人数	147 人	194 人	239 人	277 人	333 人

放課後等デイサービス	利用日数	29,790日	34,866日	44,393日	45,026日	46,110日
	実利用人数	249人	290人	303人	315人	351人
保育所等訪問支援	利用日数	29日	58日	87日	172日	195日
	実利用人数	11人	25人	34人	46人	47人

(19) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービス内容等を記載した障害児支援利用計画の作成等や保護者等からの相談支援を指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用事業所数	10 か所	12 か所	12 か所	13 か所	14 か所
実利用人数	360 人	442 人	481 人	542 人	642 人

(20) 高額障害児通所給付

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用したことで負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

支給人数

(単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給人数	17	6	6	17	13

(21) 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者(児)について外出のための支援を行う。

利用時間及び実利用人数

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身体障がい者	利用時間	887 時間	636時間	652 時間	504 時間	808 時間
	実利用人数	9 人	9人	11 人	5 人	8 人
知的障がい者	利用時間	7,476 時間	9,898時間	11,252 時間	10,413 時間	11,395 時間
	実利用人数	75 人	80人	76 人	62 人	60 人
精神障がい者	利用時間	368 時間	846時間	689 時間	926 時間	1,936 時間
	実利用人数	5 人	5人	6 人	13 人	15 人
障がい児	利用時間	3,341 時間	3,648時間	3,537 時間	4,109 時間	4,295 時間
	実利用人数	47 人	39人	35 人	26 人	25 人
合計	利用時間	12,072 時間	15,028時間	16,130 時間	15,952 時間	18,434 時間
	実利用人数	136 人	133人	128 人	106 人	108 人

(22) 障がい者等日中一時支援

障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るもの。

利用回数及び実利用人数

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身体障がい者	利用回数	342 回	320 回	314 回	306 回	435 回
	実利用人数	14 人	15 人	14 人	8 人	8 人

知的障がい者	利用回数	4,482回	5,007回	4,357回	3,239回	3,009回
	実利用人数	92人	96人	91人	58人	49人
精神障がい者	利用回数	345回	445回	366回	356回	344回
	実利用人数	2人	2人	2人	2人	1人
障がい児	利用回数	5,086回	5,556回	4,427回	4,020回	3,855回
	実利用人数	69人	59人	65人	57人	60人
合計	利用回数	10,255回	11,328回	9,464回	7,921回	7,643回
	実利用人数	177人	172人	172人	125人	118人

### 3. 医療・補装具関係【障がい者支援課】

#### (1) 重度心身障がい者(児)医療費の助成

身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がいの程度が1～3級の人、または療育手帳の程度が最重度・重度・中度の人、及び精神障害者保健福祉手帳1級の人が病院にかかった場合、その医療保険診療の自己負担分を助成している。

助成状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ支給件数	76,054 件	75,189 件	72,334 件	65,478 件	65,196 件
対象者数	3,344 人	3,046 人	2,779 人	2,751 人	2,639 人

#### (2) 精神障がい者入院医療費の助成

精神障がい者が精神疾患のため1か月を超えて入院療養した場合、医療費の自己負担分の2分の1相当額を助成している。

助成状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ支給件数	885 件	834 件	801 件	781 件	810 件
対象者数	131 人	133 人	120 人	123 人	120 人

#### (3) 精神障がい者通院医療費の公費負担制度

在宅の精神障がい者の通院医療を積極的に進めることを目的として、通院医療費の公費負担を行っている。

助成状況

(単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数	2,137	2,030	2,024	2,495	2,471

#### (4) 更生医療

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がい除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対し、必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数

(単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
視 覚 障 が い	0	0	0	0	0
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	4	1	2	1

肢 体 不 自 由	1	0	0	0	0
心 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
じ ん 臓 機 能 障 が い	66	86	101	129	174
小 腸 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
肝 臓 機 能 障 が い	1	1	1	1	1
免 疫 機 能 障 が い	32	31	32	33	41
合 計	105	122	135	165	217

(5) 育成医療

18歳未満で身体に障がいがあり、障がい除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数

(単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
視 覚 障 が い	0	6	2	0	1
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	1	2	2	0	1
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 が い	5	9	7	5	8
肢 体 不 自 由	9	7	10	4	5
心 臓 機 能 障 が い	3	5	3	1	1
じ ん 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
小 腸 機 能 障 が い	1	1	1	0	1
肝 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
免 疫 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
そ の 他 の 機 能 障 が い	3	5	7	2	2
合 計	22	35	32	12	19

(6) 補装具

身体障害者手帳の交付を受けた人又は難病患者の人に対し、日常生活や職場での作業を容易にするため、必要な補装具の購入、修理又は貸与に係る費用の一部を支給する。

補装具交付(修理)状況

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
義 肢	15	10	13	17	14
装 具	84	92	63	102	75
座 位 保 持 装 置	25	26	21	37	37
補 聴 器	49	56	48	48	50
車 い す	46	41	38	38	31
そ の 他	22	26	27	21	18
新 規、修 理 計	241	251	210	263	225
貸 与 計	-	0	0	0	0



## (7) 日常生活用具

重度身体障がい者(児)に対し、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具の給付及び貸与を行う。  
(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
特 殊 寝 台	2	2	2	3	2
特 殊 マ ッ ト	0	3	1	2	1
特 殊 尿 器	0	0	0	0	0
入 浴 担 架	0	0	0	0	0
体 位 変 換 器	0	0	0	1	0
移 動 用 リ フ ト	1	1	0	0	0
訓 練 椅 子	0	0	0	0	0
訓 練 用 ベ ッ ド	0	0	0	0	0
入 浴 補 助 用 具	4	5	5	5	2
便 器	1	0	1	0	0
歩 行 補 助 杖	3	0	0	0	0
移動又は移乗支援用具	4	3	4	3	2
特 殊 便 器	0	0	0	0	0
頭 部 保 護 帽	6	13	6	5	8
火 災 警 報 機	0	0	0	0	1
自 動 消 火 器	0	0	0	0	1
電 磁 調 理 器	1	1	1	1	1
歩行時間延長信号機用 小 型 送 信 機	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用 屋 内 信 号 装 置	3	3	2	3	2
透 析 液 加 温 器	2	3	2	2	3
ネ ブ ラ イ ザ ー	3	4	2	3	5
電 気 式 た ん 吸 引 器	10	12	12	6	9
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	0	0	0	0	0
盲人用体温計（音声式）	0	0	1	6	1
盲 人 用 体 重 計	2	0	1	4	1
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	1	0	1	0	0
携 帯 用 会 話 補 助 装 置	0	1	1	0	4
情 報 ・ 通 信 支 援 用 具	2	1	4	3	0
点 字 デ ィ ス プ レ イ	0	0	0	0	0
点 字 器	1	1	0	0	0
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	0	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブル レ コ ー ダ ー	4	3	1	1	5
視覚障がい者用活字文書 読 上 げ 装 置	1	1	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	6	2	7	1	1
盲 人 用 時 計	5	1	3	5	2
聴覚障がい者用通信装置	1	4	3	1	2
聴覚障がい者用 情 報 受 信 装 置	0	4	1	1	0
人 工 咽 頭	2	0	5	9	14
福 祉 電 話 ( 貸 与 )	0	0	0	0	0

ファックス（貸与）	0	0	0	0	0
点 字 図 書	0	0	0	1	1
視覚障がい者用地上 デジタル放送対応ラジオ	1	0	0	3	0
ス ト ー マ 装 具	2,602	2,538	2,663	2,662	2,777
紙 お む つ	336	349	365	378	370
収 尿 器	4	2	3	2	1
居宅生活動作補助用具	5	0	1	2	2
合 計	3,013	2,957	3,098	3,113	3,218

#### 4. 手当等【障がい者支援課】

##### (1) 特別障害者手当

心身に重度の障がい有し、日常生活において常時介護を必要とする満 20 歳以上の人に対して支給する。

〈対 象〉 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、療育手帳④の 1 から A の 2 の一部、またはこれらと同程度の疾患、精神障がい者の人

〈条 件〉 ①市内在住者 ②所得制限あり ③施設入所されていない人

④市の福祉手当との併給不可 ⑤継続して 3 か月以上入院されていない人

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月

〈支給額〉 月額 27,350 円

手当受給状況

(単位：人 各年度 2 月受給者数)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数	160	167	178	192	200

##### (2) 障害児福祉手当

心身に重度の障がい有し、日常生活において常時介護を必要とする満 20 歳未満の人に対して支給する。

〈対 象〉 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、療育手帳④及び A の 1 の一部、重度の精神障がい者、肝臓疾患、血液疾患などを有する人

〈条 件〉 ①市内在住者 ②所得制限あり ③施設入所されていない人

④市の福祉手当との併給不可 ⑤特別児童扶養手当との併給可

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月

〈支給額〉 月額 14,880 円

手当受給状況

(単位：人 各年度 2 月受給者数)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数	92	93	98	96	105

##### (3) 経過的福祉手当

心身に重度の障がい有し、日常生活において常時介護を必要とする人に対して支給する。

〈対 象〉 昭和 61 年 3 月までに国の福祉手当を受給していて障害基礎年金、特別障害者手当を受給されていない人

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月

〈支給額〉 月額 14,880 円

手当受給状況

(単位：人 各年度 2 月受給者数)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数	6	5	4	4	3

(4) ねたきり身体障がい者福祉手当

6か月以上ねたきりの在宅障がい者（20歳以上65歳未満）を介護している人に支給する。

- 〈条件〉 ①市内在住者  
②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人  
③介護保険法による保険給付を受けていない人  
④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月                      〈支給額〉 月額8,650円

手当受給状況 (単位：人 各年度3月受給者数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	0	0	0	0	0

(5) 身体障がい者福祉手当

身体障害者手帳の交付を受けていて、障がい等級が1級から4級までの障がい者、または介護者に支給する。

- 〈条件〉 ①市内在住者  
②20歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人  
③施設入所されていない人  
④住民税が非課税の人  
⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを利用していない人  
⑥3か月以上精神入院をしていない方  
⑦65歳以前に該当となる手帳を取得された方

令和3年9月分から支給条件及び支給額が変更になりました。

なお、令和3年8月以前から手当の支給を受けている者で新たに支給制限の対象となる者については、1級又は2級は月額3,900円、3級は月額2,700円、4級は月額2,100円を支給しています。

〈支給月〉 7月、11月、3月

- 〈支給額〉 ①障がいの程度が1級または2級の人                      月額 6,000円  
②障がいの程度が3級で20歳未満または60歳以上の人              月額 4,500円  
③障がいの程度が4級で20歳未満または60歳以上の人              月額 3,500円

手当受給状況 (単位：人 各年度3月受給者数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	2,720	2,787	2,810	2,755	2,754

(6) 知的障がい者福祉手当

知的障害者福祉法による判定を受けた知的障がい者のうち、療育手帳Bの1以上の人に支給する。

- 〈条件〉 ①市内在住者  
②20歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人  
③施設入所されていない人  
④住民税が非課税の人  
⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを利用していない人  
⑥3か月以上精神入院をしていない方

⑦65歳以前に該当となる手帳を取得された方

令和3年9月分から支給条件及び支給額が変更になりました。

なお、令和3年8月以前から手当の支給を受けている者で新たに支給制限の対象となる者については月額3,900円を支給しています。

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額6,000円

手当受給状況

(単位：人 各年度3月受給者数)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	144	163	172	185	183

(7) 重度知的障がい者福祉手当

在宅の知的障がい者で療育手帳の程度が、重度(㊦の1からAの2)と判定された20歳以上の人に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者 ②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③介護保険法による保険給付を受けていない人 ④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額8,650円

手当受給状況

(単位：人 各年度3月受給者数)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	140	144	149	145	148

(8) 特別児童扶養手当

精神または身体に一定程度の障がいをもつ児童の生活向上に寄与するため、この児童を監護する父母または養育者に対し支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者 ②20歳未満の児童 ③収容施設に措置入所されていない児童

④公的年金を受けていない児童 ⑤所得制限あり

〈支給月〉 8月、11月、4月

〈支給額〉 ・1級 身体障害者手帳のおおむね1、2級、療育手帳の㊦、Aに相当する障がいをもつ児童を養育している人 月額 52,500円(児童1人あたり)

・2級 身体障害者手帳のおおむね3級、療育手帳のおおむねBの1に相当する障がいをもつ児童を養育している人 月額 34,970円(児童1人あたり)

手当受給状況

(単位：人 各年度3月対象者)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	1級	112	112	118	125	134
	2級	190	185	170	174	171
対象者数合計		302	297	288	299	305

(9) 千葉県心身障害者扶養年金

心身障がい者(児)を扶養している65歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡または重度障がいとなった場合、扶養されていた障がい者に終身年金が支給される。

〈年金給付額〉 一口月額20,000円(二口まで加入可)

受給状況

(単位：人 各年度 3.31 現在)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
加 入 者	56	55	48	51	47
受 給 者	37	39	38	39	37

5. 日常生活の充実【障がい者支援課】

(1) 身体障がい者の自動車運転免許取得費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、自動車運転免許を取得した人に障がいの程度により取得費を助成している。

- 〈助成額〉 1～3 級の障がい者 80,000 円  
 4～5 級の障がい者 70,000 円  
 6 級の障がい者 50,000 円

助成状況

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	4	1	1	2	1

(2) 身体障がい者自動車改造費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、通院、通勤等に使用する自動車を改造する人に 1 件あたり 10 万円を限度に改造費を助成している。

- 〈対 象〉 肢体不自由 1～3 級  
 〈条 件〉 自動車を所有し、自ら運転すること。  
 前年の所得税課税額が 15 万円以下の世帯  
 〈助成額〉 前年の所得税非課税世帯 100,000 円以内  
 前年の所得税課税額が 15 万円以下の世帯 50,000 円以内

助成状況

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	2	1	1	1	1

(3) 心身障がい者結婚祝金の支給

身体障害者手帳の交付を受けた人及び知能指数 75 以下の知的障がい者と判定された人で婚姻届を受理された人に祝金を支給している。なお、平成 30 年度で事業廃止。

- 〈祝金の金額〉 1～4 級の身体障がい者及び知能指数 50 以下の知的障がい者 20,000 円  
 5～6 級の身体障がい者及び知能指数 51～75 以下の知的障がい者 10,000 円

助成状況

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	5	5	-	-	-

(4) 福祉タクシー助成券の交付

身体障害者手帳 1 級から 3 級の人、療育手帳の交付を受けた人、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人がタクシーを利用した場合、利用料金の 2 分の 1 に相当する額 (1,000 円限度) を助成している。

助成状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用件数	8,618 件	7,853 件	7,349 件	5,748 件	5,659 件
実利用人数	482 人	466 人	481 人	357 人	363 人

(5) 電話ファックス等設置費及び使用料の助成

一般加入電話を使用することが困難な聴覚障がい者の意思伝達の手段を確保するため、電話ファックス、フラッシュベルの設置費及び使用料を助成している。なお、平成 30 年度で事業廃止。

フラッシュベルの助成台数 平成 29 年度から平成 30 年度まで実績なし。

(6) 手話通訳者設置事業

障がい者支援課(月曜日、火曜日、木曜日の週 3 日)及び関宿支所(第 1・第 3 金曜日)の窓口に、各 4 時間手話通訳者を設置している。

利用状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置日数	244 日	243 日	240 日	204 日	171 日
延べ利用人数	463 人	421 人	359 人	295 人	210 人
延べ利用件数	582 件	498 件	407 件	224 件	336 件

(7) 救急医療情報キットの配布

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の所持者を対象に、自宅で救命活動が必要となった時に備えるため、医療情報や投薬情報などの必要事項を記入し、冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを無料で配布している。(平成 26 年 3 月から)

配布状況

(単位：個)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
配 布 数	27	5	3	3	1

(8) ヘルプマークの配布

障がいなどにより、支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が日常や災害時に援助が得やすくなるよう、カバンなどに付けることができるストラップ型のヘルプマークを配布している。

(平成 29 年 11 月から)

配布状況

(単位：個)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
配 布 数	475	562	435	193	329

6. 相談・派遣等【障がい者支援課】

(1) 障がい者相談支援

① 相談支援

令和 2 年度より、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを開設するとともに、市内の指定特定相談支援事業所に対し相談支援業務を委託し、相談機能の強化を図ったことから利用件数が大幅に増加している。

(単位：件)

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
(1) 福祉サービスの利用等に関する支援	248	203	191	2,744	1,500
(2) 障がいや病状の理解に関する支援	49	33	70	505	1,744
(3) 健康・医療に関する支援	48	15	10	267	297
(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援	207	228	317	561	800
(5) 保育・教育に関する支援	2	3	0	37	67
(6) 家族関係・人間関係に関する支援	114	72	88	364	392
(7) 家計・経済に関する支援	46	30	36	236	470
(8) 生活技術に関する支援	28	19	10	403	462
(9) 就労に関する支援	21	22	13	178	120
(10) 社会参加・余暇活動に関する支援	24	58	118	60	56
(11) 権利擁護に関する支援	59	53	22	64	18
(12) その他	0	0	3	809	1,358
合 計	846	736	878	6,228	7,284

## ② 障がい者相談支援

身体障害者福祉法第 12 条の 3 及び知的障害者福祉法第 15 条の 2 に基づき委託している野田市障がい者相談員 11 名に次のとおり相談支援の利用があった。

(単位：件)

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
個 別	手帳交付	4	3	2	4	5
	医療	2	3	6	3	11
	補装具等	3	10	6	2	0
	障害福祉サービス等	19	31	34	34	21
	年金	3	0	6	1	0
	扶養年金	0	0	0	0	0
	福祉手当	1	0	2	0	3
	生活	44	49	47	45	44
	住宅	3	4	12	1	7
	仕事	18	9	7	7	9
	結婚	0	0	0	2	0
	税金	0	4	0	1	0
	その他	74	73	73	38	46
団 体	会議、行事等の参加	495	489	454	232	268
	その他	42	47	61	33	21
合 計		708	722	710	403	435

## ③ 障がい者に対する差別対応

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく、障がいを理由とする差別の相談の受付等に対応した。

対応状況 (単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	3	2	1	4	2

④ 障がい者に対する虐待対応

「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者の虐待通報、届出等に  
対応した。

対応状況 (単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
通報・届出件数	13	18	17	27	15
虐待認定件数	2	3	6	1	1

⑤ 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 25 年 4 月 1 日施行) 第 9  
条に基づき市の調達方針を制定し、各部署における障がい者施設からの物品等の購入を促進した。

実施状況 (単位：円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
調達目標	990,000	953,000	990,000	3,700,000	3,700,000
購入実績	936,400	964,212	1,407,032	4,119,060	2,522,855

(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者が適当な付添いが得られないため、健聴者との円滑な意思の疎通を図るうえで支障がある場  
合、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。

派遣状況 (単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
手話通訳者の派遣	534	455	420	354	381
要約筆記者の派遣	192	101	68	70	44

(3) 訪問入浴サービス事業

ねたきり心身障がい者児に対し、移動入浴車を使用して定期的に入浴の援護を行うことにより、ねたき  
り心身障がい者児の福祉の向上を図っている。

活動実績

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用回数	310 回	292 回	308 回	283 回	309 回
実利用人数	10 人	10 人	10 人	9 人	9 人

(4) 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため手話講習会を開催している。  
隔年で前期と後期を分けて実施していたが、令和 3 年度から前期と後期を両方開催することとした。



受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	15	9	20	中止	前期 18 後期 5

(5) 要約筆記者養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため要約筆記講習会を開催している。

隔年で実施していたが、利用者が少ないことから市内での養成講座の実施を見送る代わりに県で実施する養成講座に参加する市民に対し、交通費等を助成する制度に切り替えた。

受講状況 (隔年実施) (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	—	3	—	中止	—

(6) 障がい者パソコン講習会

I T活用による就労や社会参加を促進するため、障がい者パソコン講習会を開催している。なお、平成 30 年度で事業廃止。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	5	4	—	—	—

(7) 地域活動支援センター運営費の補助

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を行うための支援を行う地域活動支援センターを運営する法人等に対し、その運営に要する経費の一部を補助している。

助成状況 (単位：か所)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助対象施設数	7	7	8	8	8

(8) 生活ホーム運営費補助

15 歳以上の知的障がい者に居室等を提供し日常生活上の援助を行うことで社会参加を図る生活ホームを運営するものに対し、生活ホーム運営事業補助金を交付するもの。

助成状況 (単位：か所)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助対象施設数	2	2	2	2	2

(9) 在宅心身障がい者児短期保護委託料助成

心身障がい者児を介護している家族が疾病等の理由により居宅における介護が困難となった場合に、一時的に有料で介護人に委託した場合に介護委託料等の一部を助成している。

助成状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実利用者数	1	2	2	2	3

(10) 障害者支援施設等利用者傷害保険料助成

障害者支援施設等を利用する障がい者等に対し、傷害保険料の一部を助成している。なお、令和2年度で事業廃止。

助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	39 か所	38 か所	39 か所	39 か所	—
助成対象者数	341 人	346 人	314 人	318 人	—

(11) 障害者支援施設等通所者交通費助成

障害者支援施設等に通所する障がい者等に対し、通所に要する交通費を助成している。

助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	43 か所	55 か所	56 か所	59 か所	64 か所
助成対象者数	266 人	269 人	270 人	287 人	278 人

(12) 障がい者等グループホーム運営補助

障がい者等グループホームの運営に要する経費の一部を補助している。

補助状況

(単位：か所)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施 設 数	17	26	23	26	28

(13) 障がい者グループホーム等入居者家賃助成

障がい者グループホーム等に入所する障がい者等に対し、家賃の一部を助成している。

助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	51 か所	49 か所	57 か所	66 か所	85 か所
助成対象者数	90 人	96 人	113 人	146 人	175 人

(14) 重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金

在宅で重症心身障がい児(者)を育てる家庭を支援するため、地域において重症心身障がい児(者)の短期入所受入先を確保することを目的として、入所施設が重度心身障がい児(者)を受入れた場合に、その運営に要する経費の一部として補助を行う。

補助状況 平成28年度から令和3年度まで実績なし

(15) 軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児(18歳未満)に対して、健全な言語、社会性の発達を支援することを目的に補聴器の購入に要する費用の一部助成を行う。

補助状況

(単位：件)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成件数	2	4	4	5	5

(16) 聞こえのサポーター養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションの方法を確保し自立と社会参加を促すため聞こえのサポーター養成講座を開催している。

令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで実施した。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	—	—	16	中止	12

(17) 要約筆記者養成講座受講助成

令和3年度より、県で実施する要約筆記者養成講座に参加する市民に対し、交通費等の助成を行っている。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	—	—	—	—	2

(18) 手話通訳者養成講座受講助成

令和3年度より、県で実施する手話通訳者養成講座に参加する市民に対し、交通費等の助成を行っている。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	—	—	—	—	2

(19) 喀痰吸引等研修事業

医療機関に喀痰吸引等研修（1号、2号）の実施を委託し、市内指定障害福祉サービス事業所等の職員に対して、研修を実施している。

修了状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
修了者数	—	—	4	中止	中止

(20) 緊急一時保護費等助成

養護者からの虐待、養護者の不在等により、一時的に保護が必要と認められる障がいのある人を、短期入所施設等で一時的に保護をする。

助成状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用日数	—	—	—	—	0 日
実利用者数	—	—	—	—	0 人

7. 野田市の障がい者(児)施設サービス

(1) 心身障がい者福祉作業所【障がい者支援課】

障害者総合支援法の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)又は知的障がい者若しくは身体障がい者であって、雇用されることが困難な在宅のものに対し、設備及び仕事を提供し、必要な訓練を行うこと等により、その自立を助長することを目的として、心身障がい者福祉作業所は平成8年、関宿心身障がい者福祉作業所は平成元年に開設された施設であり、生活介護、就労継続支援等を

行っている。

平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人野田みどり会、関宿心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人は一とふるが施設を管理運営している。

なお、関宿心身障がい者福祉作業所は、平成 29 年 4 月 1 日から法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援 B 型）へ移行した。平成 30 年度には、心身障がい者福祉作業所の定員を 38 人から 40 人とした。

利用者数（定員 野田市心身障がい者福祉作業所 40 人）

（定員 野田市関宿心身障がい者福祉作業所 20 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
心身障がい者福祉作業所	生活介護	34	34	33	31	31
	就労継続支援 B 型	14	14	14	17	16
関宿心身障がい者福祉作業所	生活介護	10	10	9	9	10
	就労継続支援 B 型	9	9	8	7	7

(2) あおい空【障がい者支援課】

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業を行うことにより、障がい者の健康の保持と社会生活の向上を図るため、平成 13 年 4 月 27 日に開所した。

平成 22 年 4 月 1 日より、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護）として、心身機能の改善、入浴介護、食事介護等を行っている。また、平成 27 年 2 月 1 日より、一時的な見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中の活動の場を提供するため日中一時支

援事業を、平成 27 年 4 月 1 日より、介護者の疾病等の理由により短期入所等を必要とする障がい者に入浴、排せつなどの便宜を供与するため、短期入所事業を開始した。

日中一時支援事業について、令和 2 年度から定員を従来の 4 人から 6 人に増やし、医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れを開始した。

平成 22 年 4 月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人野田みどり会が施設を管理運営している。

利用者数（定員 生活介護 20 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	12	14	16	19	20

日中一時支援（定員 6 人／令和元年度まで定員 4 人）

（単位：回）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用回数	512	710	811	817	1,023

短期入所（定員 3 人）

（単位：回）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用回数	199	243	276	276	309

(3) こだま学園【保健センター】（旧 障がい者支援課）

児童福祉法に基づく知的障害児通園施設として、昭和47年5月1日に開園した。児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から県より指定を受け、福祉型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。園児は日々バス等により保護者のもとから通園し、独立自活に必要な療育指導を行い、児童の育成、成長の向上に努めている。

また、毎月嘱託医による診察と臨床心理士による心理指導を実施している。

その他、毎週火曜日に療育相談、発達検査及び個別療育を実施している。

平成27年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるが施設を管理運営している。

また、指定管理者制度導入に伴い、障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業を開始した。

利用児童数（定員30人）

（単位：人 各年度4.1現在）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数	20	29	25	31	29
市内	19	29	25	31	29
市外	1	0	0	0	0

(4) あさひ育成園【保健センター】（旧 障がい者支援課）

児童福祉法に基づく肢体不自由児通園施設として、昭和47年5月1日に開園した。児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から県より指定を受け、医療型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。園児は保護者と共に通園し、運動機能の訓練や生活指導等について、保護者と連携をとりながら児童の育成に努めている。平成28年10月より保護者の希望に応じて、就学前の園児を中心に母子分離や園内分離を実施した。

また、毎月管理医、嘱託医による診察や臨床心理士による発達段階に応じた心理指導、作業療法士及び理学療法士による機能回復訓練を実施している。

従来は外来療育相談を毎月第1・第3木曜日に行っていたが、平成30年6月から毎週木曜日実施に拡充した。

平成27年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるが施設を管理運営している。

また、指定管理者制度導入に伴い医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行した。

利用児童数（定員20人）

（単位：人 各年度4.1現在）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数	11	8	9	10	8
市内	11	8	9	10	8
市外	0	0	0	0	0

(5) あすなる職業指導所【障がい者支援課】

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所(多機能型事業所(生活介護・就労継続支援B型))であり、昭和49年5月1日開所した。平成元年度に996.85㎡の増設を行い平成2年度から定員を20人から40人とした。18歳以上の利用者が自立した日常生活を営むことができるよう食事の介護、創作的活

動、生産活動の機会の提供や就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上に必要な訓練等の提供に努めている。

作業内容は、業者からの下請、あるいはパン・菓子類の製造、縫製、織物等で、販売等による収益を利用者の工賃としている。

平成 21 年 4 月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人は一とふるが施設を管理運営している。

利用者数（定員 40 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	48	47	46	45	47
市内	47	47	45	44	46
市外	1	0	1	1	1

(6) こぶし園

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護）であり、昭和 61 年 4 月 1 日に開園した。地域で暮らす 18 歳以上の障がい者の自立及び社会活動への参加の促進を図ることを目的としている。その中で、個々の可能性を見出すとともに、能力の開発を行い、豊かな人格の形成を図ることに努めている。

農耕、木工、手芸、陶芸の作業のほか、近隣の老人ホームでの職場実習等を行っているが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため中止した。

利用者数（定員 40 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	38	37	36	35	35
市内	38	37	36	35	35
市外	0	0	0	0	0